

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則

(平成二十一年岡山県規則第十五号)

(目的)

第一条 この規則は、知事が別に指定する大学（以下「指定大学」という。）において医学を専攻する学生であつて、知事が別に指定する県内の医療機関における医療業務（以下「指定業務」という。）に将来従事しようとするもの（次条第一項において「医学生」という。）に対し、医師養成確保奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸与することによって、県内の医療機関における医師の養成及び確保に資することを目的とする。

(貸与)

第二条 知事は、医学生に対し、奨学資金を無利息で貸与するものとする。

2 前項の規定により、奨学資金の貸与を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、奨学資金貸与申請書を知事に提出しなければならない。

(保証人)

第三条 前条第一項の規定により奨学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち、一人は奨学資金の貸与を受けようとする者の父又は母（父母がともにない場合は、これに代わる者として知事が認めた者）とし、他の一人は独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第四条 知事は、奨学資金貸与申請書を受理したときは、必要な審査を行い、奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸与期間)

第五条 奨学資金の貸与期間は、六年間とする。ただし、知事が適当と認めた場合には、貸与期間を変更することができる。

(貸与の方法及び額)

第六条 奨学資金は、予算の範囲内で、貸与期間において毎月二十万円を貸与するものとする。ただし、特別の必要がある場合には、数月分を貸与することができる。

(借用証書)

第七条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに貸与を受けた奨学資金の全額について奨学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

- 一 貸与期間が満了したとき。
- 二 次条第一項の規定により奨学資金の貸与を中止されたとき。

(貸与の中止等)

第八条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その月（第六条ただし書の規定により貸与された奨学資金がある場合には、既に貸与されている月）の翌月から奨学資金の貸与を中止するものとする。

- 一 死亡し、又は退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 その他奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処

分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学資金の貸与を休止するものとする。ただし、第六条ただし書の規定によりこれらの月の分として既に貸与された奨学資金がある場合には、その奨学資金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第九条 奨学生であった者又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号による事由が生じた日の翌日から起算して一月以内に、貸与を受けた奨学資金の全額及びその額につき当該貸与を受けた日の翌日から起算して最後に奨学資金の貸与を受けた日までの日数に応じ年十パーセントの割合で計算した額を一括して知事に返還しなければならない。

一 前条第一項の規定により奨学資金の貸与を中止されたとき。

二 指定大学を卒業する日の属する年度又はその翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。

三 医師国家試験に合格した後速やかに医師免許を取得しなかったとき。

四 医師免許の取得後直ちに指定業務に従事しなかったとき。

五 指定業務に従事した日から起算して貸与期間の二分の三に相当する日数が経過する日までに、指定業務に従事しなくなったとき。

六 指定業務に従事している期間中に、業務上以外の事由により、死亡し、又は心身に故障を生じ業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により奨学資金を返還すべきこととなった者は、同項各号による事由が生じた日の翌日から起算して二週間以内に、奨学資金返還明細書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項の奨学資金返還明細書を提出しないときは、奨学資金の返還について、その返還に係る期日、金額その他必要な事項を指示するものとする。

(返還の免除)

第十条 貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）第六条の規定により奨学資金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書を知事に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第十一条 知事は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事が別に定める期間、奨学資金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

一 医師としての能力の向上のための研修、留学、大学院への入学等により、指定業務に従事しない場合

二 育児休業、介護休業等をする場合

三 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学資金の返還に係る債務の履行を猶予することが適当と認められる場合

2 前項の規定により奨学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項各号による事由の生じた日の翌日から起算して二週間以内に、奨学資金返還猶予申請書を知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第十二条 第九条第二項に規定する者は、正当な理由なく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、

その延滞した額につき年十四・五パーセントの割合で計算した額の延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(届出)

第十三条 奨学生、奨学生であった者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号による事由が生じた日の翌日から起算して一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 奨学生、奨学生であった者又は連帯保証人が死亡したとき。
- 二 奨学生が退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき。
- 三 奨学生、奨学生であった者又は連帯保証人が転居し、又は氏名を変更したとき。

(書類の提出)

第十四条 知事は、必要と認めるときは、奨学生又は奨学生であった者に対し、成績証明書その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第十五条 この規則に定める申請書等の書類の様式その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第一三号) (抜粋)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年規則第六六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
(延滞利息の割合等の特例)
- 2 当分の間、第十二条第一項に規定する延滞利息の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあっては、その年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。

附 則 (平成二六年規則第十八号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

貸付金の返還免除に関する条例（抜粋）

（昭和四十一年岡山県条例第七号）

（医師養成確保奨学資金の免除）

第六条 知事は、岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成二十一年岡山県規則第十五号。以下この条において「規則」という。）に基づく医師養成確保奨学資金（以下この条において「奨学資金」という。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その返還に係る債務を免除する。

- 一 規則第一条に規定する大学を卒業する日の属する年度又はその翌年度に実施される医師国家試験に合格した後速やかに医師免許を取得し、直ちに同条に規定する医療業務（第三項において「指定業務」という。）に従事し、かつ、その引き続き従事した期間が奨学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間に達したとき。
- 二 前号に規定する従事期間中に医療業務に起因する心身の故障のため、死亡し、又は離職したとき。
- 2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、奨学資金の貸付けを受けた者が、死亡、災害、疾病その他やむを得ない事情により奨学資金を返還することが著しく困難であると認められるときは、その返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。
- 3 第一項第一号の場合において、指定業務に従事した後に指定業務に従事しなくなり、その事由が規則第十一条第一項各号に該当することにより奨学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受け、当該事由がなくなつた後、直ちに指定業務に従事した者の指定業務に従事した期間の計算については、後の指定業務に従事した期間は、先の指定業務に従事した期間に引き続いたものとみなす。